第２８号議案

豊川市御津福祉保健センター条例の一部改正について

豊川市御津福祉保健センター条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和６年２月２１日提出

豊川市長　竹　本　幸　夫

豊川市御津福祉保健センター条例の一部を改正する条例

豊川市御津福祉保健センター条例（平成１９年豊川市条例第４８号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（利用許可の取消し等） 第11条　（略） （使用料） 第11条の２　利用者のうちマッサージ機を利用する者は、使用料をその利用の都度納入しなければならない。 ２　使用料の額は、１回につき100円とする。 （使用料の減免） 第11条の３　市長は、特別の理由があると認める者については、使用料を減免することができる。 （使用料の還付） 第11条の４　既納の使用料は、還付しない。ただし、第11条第１項第４号又は第５号の規定に該当し、市長が利用の許可を取り消し、又は利用を中止させたときは、その全部又は一部を還付することができる。 （原状回復の義務） 第12条　（略）	（利用許可の取消し等） 第11条　（略）

理　由

この案を提出するのは、豊川市御津高齢者生きがい活動センターにマッサージ機を設置することに伴い、その使用料を定める必要があるからである。